

# バイオマス発電燃料の持続可能性に係る 第三者認証スキームの追加について

令和3年8月6日  
資源エネルギー庁

# 今年度WGの議論の全体像

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、**「ライフサイクルGHG」、「新第三者認証スキームの追加」**などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- 「新第三者認証スキームの追加」については、本年7月以降、関係者へのヒアリングを踏まえつつ、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に、検討を進める。

## ＜環境、ライフサイクルGHG＞

- **地球環境への影響**
  - ⇒ 残された算定式に係る論点を整理する
  - ⇒ 排出削減基準の検討を行う
  - ⇒ 確認方法の検討を行う

## ご議論いただく論点

### ＜新第三者認証スキームの追加＞

- **現行の持続可能性基準への適合**
  - ⇒ 追加の要請に応じた、第三者認証スキームの確認を進める

※食料競合については、昨年度の検討において結論を得ているが、②燃料用途のバイオマス種の栽培による他の可食バイオマス種の土地利用変化への影響の判断における主産物の扱い等について、必要に応じ検討を行う

# (参考) 昨年度における確認結果

- FIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして検討を行った第三者認証制度に対する評価結果は、下表のとおり。

担保すべき事項	評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの ( )：認証対象バイオマス種 (①既に認証開始済み、②今後認証予定)									
			RSPO 2013	ISCC		ISPO	MSPO			GGL	PKS第三者認証 創設準備委員会 の認証制度	
			(①パーム 油)	(②固体バ イオマス)	(②パーム 油)	(①パーム 油、② PKS)	(①パーム油、②PKS、 EFB、 パームトランク)			(②生物起源 の廃棄物/残 渣)	(②PKS)	
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	-	○	-	-	-	/	/	/
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	-	○	○	-	○	/	/	/
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	-	-	-	-	○	/	/	/
			加工	○	-	-	-	/	/	○	○	-
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	-	○	○	-	○	/	/	/	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○	-	○	○	○	○	/	/	/
			加工	○	○	○	○	/	/	○	○	-
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	-	○	-	-	-	/	/	/
			加工	○	○	○	-	/	/	-	○	-
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	-	○	○	-	○	/	/	/
			加工	○	○	○	○	/	/	○	○	-
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	-	○	-	○	○	/	/	/
			加工	○	○	○	-	/	/	○	○	-
ガバナンス	法令遵守 (日本国内以外)	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	-	○	-	-	○	/	/	/
			加工	○	○	○	-	/	/	○	○	○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	-	○	○	-	○	/	/	/
			加工	○	○	○	○	/	/	○	○	-
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	-	○	○	○	○	-	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 PKS等副産物については、発生地点(例えば、PKSであれば搾油工場)以降の持続可能性を確認。  
 ※2 国内に入って以降の農産物由来の海外バイオマス燃料の持続可能性は、原則、情報公開で担保。

# 新たな第三者認証追加の要請に対する対応

第10回バイオマス持続可能性WG 資料1 一部抜粋

- 本WGでは、第三者認証の追加について、**原則、夏頃までに**、追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度に関し、**意見聴取等を行い**、検討結果は、**年内に調達価格等算定委員会に報告**することとした。
- 今年度については、**7月14日までに追加希望意思が事務局に示されたものについて検討を行う。**



- 第10回バイオマス持続可能性WG資料1で示された追加希望意思に関する招請を受け、7月14日までに以下3件の追加希望が事務局に寄せられた。
  - ✓ Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO)
  - ✓ ISCC Japan FIT
  - ✓ 一般社団法人農産資源認証協議会（旧PKS第三者認証創設準備委員会）によるPKS第三者認証規格
- このため本日のワーキンググループでは、追加希望のあった上記3件の第三者認証について、各認証団体からのヒアリングを実施したい。
- 本日のヒアリング結果を踏まえ、事務局において個別認証への適用について検討・整理を行った上で、改めてワーキンググループで御議論いただき、調達価格等算定委員会に報告することとしたい。

# (参考) 新たな第三者認証追加の方針

第65回 調達価格等算定委員会 参考資料1より

- 新第三者認証スキームの追加等について、検討・整理した内容は以下のとおり。
  - 確認結果に基づき、現行認められているRSPO（パーム油が対象）およびRSB（PKS及びパームトランクが対象）に加えて、GGL（PKS及びパームトランクが対象）を追加して認める。
  - 今回の評価では不採用となった第三者認証について、改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は、本WGにおいて再検討する。
  - 新たな第三者認証が整備され、評価を求められた場合は、本WGにおいて新たに検討する。
  - 今後の第三者認証の追加検討の時期については、例年、年末から年始にかけて調達価格等算定委員会が「翌年度の調達価格等に関する意見」を取りまとめることを踏まえ、本WGでは、原則、夏頃までに、追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度に関し、意見聴取等を行い、検討結果は、年内に調達価格等算定委員会に報告する。

## FIT制度における第三者認証の追加プロセス（例）

